

保健だより

H21/11/6 臨時号



新型インフルエンザ(A/H1N1)、郡内地域に感染警報発令

全国で新型インフルエンザ(A/H1N1)が流行している中、山梨県は4日に県内5地域のうち、富士・東部地域で新型インフルエンザの流行が急速に拡大し、本格化したとして「警報」を発令しました。

県内の40の医療機関を抽出して行う患者数の定点調査から、富士・東部の1医療機関あたりの平均患者数は、10月26日から11月1日が49.67人と警報レベルの30人を大きく超し、前週の20.2人の倍以上に増加していることが確認されました。

県全体の平均患者数は21.13人なので、富士・東部地域の感染者がいかに多いかがわかります。

新型インフルエンザの出席停止期間についての対応が変わりました

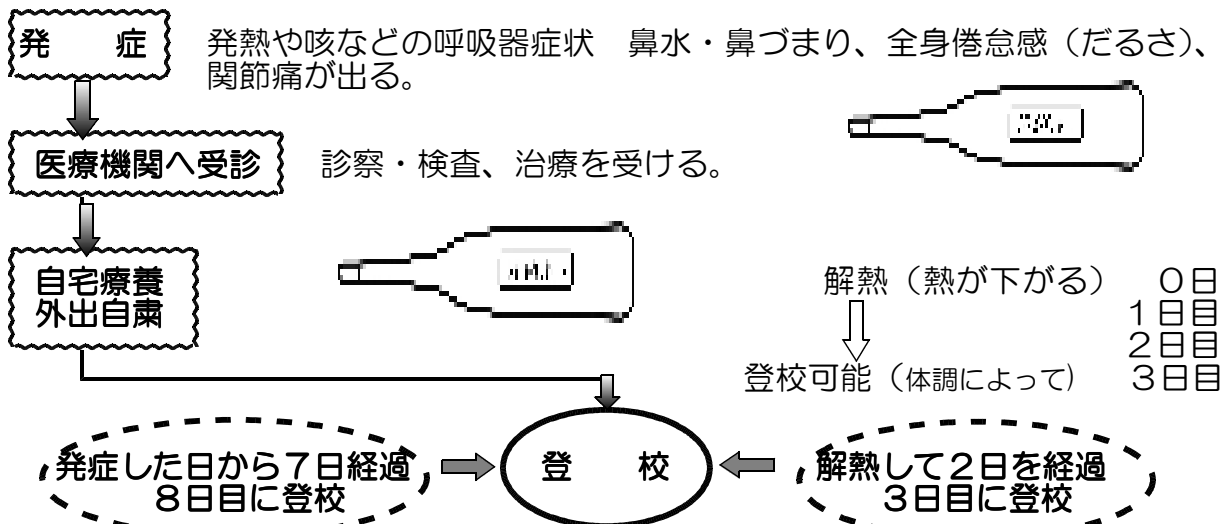
学校で予防すべき感染症に罹患した場合、再出席にあたっては医師の治癒証明を受けての登校が基本ですが、厚生労働省・文部科学省から新型インフルエンザについては「生徒の再出席に先立って治癒証明書を取得させる意義はない」との連絡を受け、新型インフルエンザの出席停止に関する対応が変わりました。

従来の感染症と違い治癒証明は不要ですが、感染者への出席停止期間の基準として、

自宅での療養を行い、原則として発症した日の翌日から7日間の外出自粛とする。ただし、感染者の症状の軽減の状況や患者周囲の状況により7日間の外出自粛が特に必要でないと判断する場合は、解熱後2日目まで自宅療養を行う。

とされました。

解熱後2日目までというのは、解熱日を0日として2日を経過するまでの間です。



インフルエンザ症状が消えて、体調が戻っていることが確認できましたら、登校できます。

登校時には「学校感染症の罹患に関する証明書」を担任に提出してください。出席停止の手続きに必要です。この証明書は先週お子さんをとおしてご家庭に配布しました。「吉田高校HP」からもダウンロードできます。

ただし、この基準は今後変更されることも考えられます。また、医療機関で指示を受けた場合は、その指示にしたがってください。裏面の予防を心がけてください。（山梨県HPより）